屋根から落ちる雪や氷に注意しましょう

毎年、冬になると、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり死亡する事故が、しばしば起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

◆屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。
◆屋根の雪、氷、つららは、気温が上昇したときは早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子どもなどに十分注意するようにしてください。
◆屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。
◆交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
◆軒下を通行するときは落氷雪に十分注意し、軒下では子どもを絶対に遊ばせないようにしてください。

留萌開発建設部
留萌振興局
留萌警察署
小平町

人権擁護委員に丸田英一氏（字鬼鹿港町）

長く当町の人権擁護委員を務めてまいりました泉晃暢氏が任期満了により退任することになり、新たに丸田英一氏が平成23年１月１日付けで法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員は、法務大臣が人権擁護委員法により市町村長の推薦を受け委嘱し、全ての国民がもっている基本的人権を守るための啓発活動をするとともに人権に関する相談に応じます。また、相談の内容や秘密は守られますので安心して相談してください。

◎問い合わせ先
旭川地方法務局留萌支局　☎42－0492

国民年金保険料の納付は口座振替がおトクです！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とされることにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い６か月前納・１年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

◎問い合わせ先
留萌年金事務所　☎43－7211

気象台一口メモ「異常天候早期警戒情報」

気象庁では、「異常天候早期警戒情報」という情報を発表することがあります。この情報は、「５日後から14日後の間の任意の７日間平均気温が「かなり高い」または「かなり低い」となる可能性が30％以上（通常の３倍以上）と見込まれる場合に発表します。「かなり高い」「かなり低い」とは、その時期としては10年に１度程度しか発生しない顕著なものを指していますが、簡単に表しますと「季節はずれの気温が予想された場合」に発表する情報です。

この異常天候早期警戒情報は、全国を11の地方（北海道地方もその一つ）に分けて発表を検討します。北海道地方が発表の基準に達した場合には、札幌管区気象台が毎週火曜日と金曜日に発表します。

異常天候早期警戒情報は、インターネットの気象庁ホームページで提供しているほか、民間気象事業者のホームページにも掲載されています。また、ラジオやテレビで放送されたり、新聞でも報道されることがあります。もちろん、旭川地方気象台にお電話いただければお答えすることができます。

◎問い合わせ先
旭川地方気象台総務課　☎0166－32－7101
異常天候早期警戒情報掲載ホームページアドレス
http://www.jma.go.jp/jp/soukei/